



無罪判決を報告する堀越明男さん（東京高裁前）

ビラ配布、処罰は憲法違反 国公法弾圧堀越事件が逆転無罪

社会保険事務所職員（当時）の堀越明男さんが「しんぶん赤旗」号外を配ったことが国家公務員法（政治活動禁止）違反とされた事件で、東京高裁は3月29日、一審有罪判決を破棄し、逆転無罪判決を出しました。判決は、「表現の自由」は大事なもので、休日に、職務と関係なくビラを配ったことまで処罰するのは憲法に違反するとしました。

この勝利を世田谷事件へ 5月13日、高裁で判決予定

厚生労働省職員（当時）の宇治橋真一さんも堀越さんと同じように、休日に職務と関係なく、「しんぶん赤旗」号外を配ったことが国公法違反に問われています。5月13日に東京高裁で判決の予定です。

勝利判決めざし、裁判所へ無罪をの声を集中してください。

＜要請先＞〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4
東京高裁・出田孝一裁判長



人権守るとりくみが前進

全国からのご支援ありがとうございます

●布川事件で再審開始（桜井昌司さん、杉山卓男さん）

「自白」は信用できぬ（2009年12月15日、最高裁）

●枚方冤罪事件で逆転無罪（倉美由紀さん）

犯行の科学的説明ない（2010年3月19日、大阪高裁）

●足利事件で無罪確定（菅家利和さん）

DNA型鑑定は誤り（2010年3月26日、宇都宮地裁）

●名張毒ぶどう酒事件で差戻し（奥西勝さん）

毒物鑑定の審理不十分（2010年4月5日、最高裁）



菅家利和さん

国民救援会は20件以上の冤罪事件を支援しています